日本の地域医療の課題及び将来像

九州大学 名誉教授 尾形 裕也



1. はじめに

わが国の近年の医療政策をめぐっては、 2006年の小泉構造改革によって、後期高齢者 医療制度、協会けんぱ制度を含む医療保険制度 の再編等の大きな制度改正が行われた。その後、 2回の政権交代を経て、消費税率10%への引上 げを基とする地域医療構想の策定及び推進が図 られてきた。また、最近では、地域医療構想に おける病床機能報告に加え、外来機能報告の制 度化、紹介受診重点医療機関の認定等の改正が 行われ、さらには先ごろ「かかりつけ医機能」が 発揮される制度整備に向けた法改正案が成立し ている ^(注1)。

本稿では、こうした近年の医療制度改革の動 向を踏まえた地域医療のあり方について検討 し、一定の考察を行う。なお、以下の記述にお いて、意見に関わる部分については、筆者の全 くの私見であることをお断りしておきたい。

2. 日本の医療提供体制の特色:大きな 地域差の存在

わが国の医療提供体制の大きな特色として、 資本集約的=労働節約的な医療提供体制となっ ていることが挙げられる。実際、人口当たりで

見た病床数及び CT や MRI といった高度・高 額医療機器の台数は、先進諸国の中でも群を抜 いて多いことが知られている。その結果、医師 や看護師等医療スタッフの病床当たりで見た人 員配置はきわめて手薄となっている。近年の制 度改革や診療報酬改定等を通じ、病床当たりの 人員配置を厚くする方向の施策がとられてきた が、まだ十分とは言えない。最近の「コロナ禍」 の中で(世界一病床数が多いにもかかわらず) 「病床逼迫」や「医療崩壊」といった事態が起 こったとされるのも、基本的には、こうした労 働節約型の医療提供体制の帰結であったと考え られる。

こうした病床数が多いことと並んで、もう1 つ重要な特色として、非常に大きな地域差があ ることが指摘できる。図表1は、都道府県別に 見た人口10万対病床数の地域差を示したもの である。これを見ると、都道府県間で大きな地 域差があることがわかる。一般に(もちろん例 外はあるが)、九州、中国、四国といった西側が 多く、関東、東北といった東側が少ない傾向が 見てとれ、これを称して「西高東低」などと呼ん でいる。特に、療養病床及び精神病床の分布に は大きな地域差があることがわかる (注2)。

医療提供体制のあり方を考えるに当たって は、こうした地域差の存在を無視することはで

きない。後述する地域医療構想も、基本的には 2次医療圏単位を基本とする構想区域ごとの病 床の過不足を調整していこうとするものであ る。その一方で、全国統一的な皆保険体制の下

で、できる限り医療における公平な「給付と負 担」を目指す観点からも、こうした地域差の是 正を図っていく必要がある(注3)。

< 図表 1 > 人□10万対都道府県別病院病床数の地域差(2021年10月)

-般病床 706.0床(最大最小比2.2)

1.高知1118.7 2.大分1057.2 3.北海道1004.9 4.鹿児島981.9 5.和歌山948.0 47.神奈川510.8 46.埼玉515.1 45.愛知535.1 44.東京580.5 43.静岡581.7

療養病床 226.8床(最大最小比4.9)

1.高知684.8 2.山口577.3 3.徳島510.3 4. 佐賀471.0 5.長崎454.0 47. 宮城138.8 46.神奈川139.8 45.京都143.1 44. 岐阜146.5 43. 埼玉150.9

精神病床 257.8床(最大最小比4.1)

1.長崎600.7 2. 鹿児島593.4 3.宮崎550.0 4.高知518.9 5.佐賀512.5 47.神奈川147.0 46.東京152.0 45.滋賀160.9 44.愛知164.5 43.静岡181.6

出典: 厚生労働省 「令和3 (2021) 年医療施設 (動態) 調査・病院報告の概況」より作成

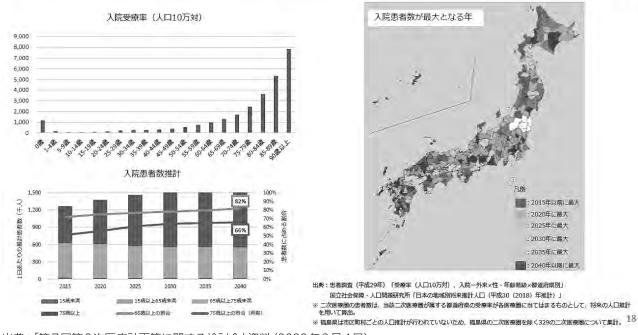
人口構造の変化は、医療需要に大きな影響を もたらすが、これについても大きな地域差があ ることが知られている。先ごろ取りまとめられ た 「総合確保方針 | 及び当該方針の別添 「ポスト 2025年の医療・介護提供体制の姿」 (注4) によれ ば、全国的には「外来患者数は2025年頃、入院 患者数は2040年頃、在宅患者数は2040年以 降に最も多くなる | ものと予測されているが、 これにも大きな地域差がある。たとえば、図表 2は、2次医療圏単位で見た「入院患者数が最大 となる年」を表しているが、入院患者数がピー クを迎える年については様々であり、全体とし ては増加傾向にあるものの、すでにピークを迎 えている地域がある一方で、今後まだ増加して いく地域もあることがわかる。東北地方につい ては、すでに入院患者数がピークを迎えている

地域が多いが、一方、今後まだ入院患者数が増 え続ける地域もある。今後、こうした地域ごと の医療需要の多様な変化に対応し、ICTの活 用等も含めた適切な医療提供体制の整備を図っ ていく必要がある。

<図表2>入院患者数の動向

医療需要の変化① 入院患者数は、全体としては増加傾向にある

- 全国での入院患者数は2040年にピークを迎えることが見込まれる。65歳以上が占める割合は継続的に上 昇し、2040年には約8割となることが見込まれる。
- 2次医療圏によって入院患者数が最大となる年は様々であるが、既に2020年までに89の医療圏が、また 2035年までには260の医療圏がピークを迎えることが見込まれる。



出典: 「第7回第8次医療計画等に関する検討会」 資料 (2022年3月4日)

3. 地域医療構想の現状及び課題

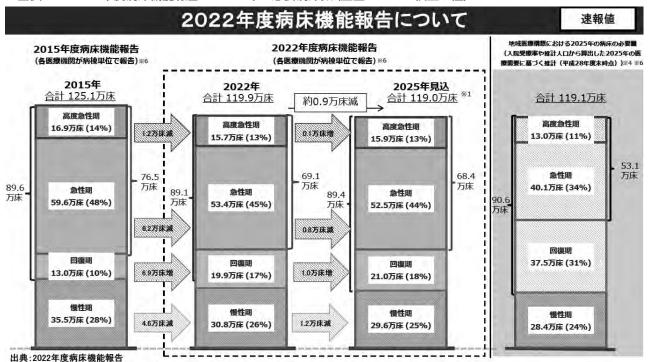
地域医療構想の策定がすべての都道府県にお いて完了したのは、2017年3月末であったの で、すでに6年以上の歳月が経っている。この 間、地域医療構想調整会議における議論が低調 で不活発であるとの批判に応えるため、2019 年9月には「再検証要請対象医療機関」の公表 も行われている。

図表3には、2022年度の病床機能報告の結 果(全国ベースの積上げ値)を示した。これを 見ると、地域医療構想が全く進んでいないとい うのは言い過ぎであり、全体として病床機能は 2025年の必要病床数(図表3の右端のデータ) に近づきつつあることがわかる。ただし、その ペースは緩やかであり、2025年に向け、一層 の努力が求められるところである。

各病床機能について見てみると、まず、高度 急性期は、2022年で必要病床数に対して2.7 万床程度過大な報告となっている。その要因と しては、すべての病棟を高度急性期と報告して いる大学病院が相変わらず多いことが挙げられ よう。また、急性期は13.3万床過大、逆に回復 期は17.6万床過少な報告となっており、大き なアンバランスが存在するように見える。しか しながら、これは、病床機能区分において、当 初案にあった「亜急性期」機能をなくし、現在 のような4つの機能のうちから病床機能を選択 するとしたことによるものであり、言わば「見 かけ上」のアンバランスであると言える。亜急

性期ないしは奈良県が採用しているいわゆる 「奈良方式」における重症急性期・軽症急性期の 区分を適用すれば、こうしたアンバランスは相 当程度解消するものと思われる。さらに、慢性 期については、2022年の報告30.8万床は、 2025年の必要病床数28.4万床をまだ2.4万床 上回っている。しかしながら、慢性期病床は、 2018年度から新設された介護医療院への転換 が進み、着実に減少しつつある。介護療養病床 の廃止期限が2024年3月末とされていること から、今後、さらに転換が進むことが期待され よう。

<図表3>2022年度病床機能報告と2025年の必要病床数(全国ベースの積上げ値)



□映: 2022年度病床機能報告 ※1: 2022年度病床機能報告において、「2025年7月1日時点における病床の機能の予定」として報告された病床数 ※2: 対象医療機関数及び報告率が異なることから、年度間比較を行う際は留意が必要 (報告医療機関数/対象医療機関数(報告率) 2015年度病床機能報告: 13,885/14,538(95.5%)、2022年度病床機能報告: 12,188/12,602(96.7%)) ※3:端数処理をしているため、病床数の合計値が合わない場合や、機能ごとの病疾数の割合を合計しても100%にならない場合がある ※4: 平成25年度(2013年度)のNDBのレセプトデータ 及びDPCデータ、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成25年(2013年)3月中位推計)』等を

※4:千成23年度2013年度)のNDBのグセフトナーラ、及びDPCナーラ、国立社芸保障・人口问題研究所自本の地域所将来推計人口(千成23年2013年73万年近推計7』等を用して推計
※5:高度急性期のうちICU及びHCUの病床数(*):19,065床(参考 2021年度病床機能報告:19,645床)
**救命教念人院料1~4、特定集中治療室管理料1~4、ハイケアユニット入院医療管理料1・2のいずれかの届出を行っている届出病床数
※6:病床機能報告の集計結果と将来の病床の必要量は、各構想と域の病床数を機械的に足し合わせたものであり、また、それぞれ計算方法が異なることから、単純に比較 7 するのではなく、詳細な分析や検討を行った上で地域医療構想調整会議で協議を行うことが重要。

(一部精査中)

出典:第12回地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ (2023年5月25日) 資料

以上のように、全国ベースで見れば、地域医 療構想は、それなりに2025年の目標に近づき つつあるように見えるが、これはあくまでも全 国ベースでの積上げ値であり、構想区域ごとに 見れば、進捗状況には大きな地域差があること に留意する必要がある。調整会議において十分 な議論を経ることなく、安易に「現状を追認」し

てしまっている地域もないとは言えない。今後、 目標年次である2025年に向けて、一層の推進 に向けた努力が必要であろう。

4. ポスト2025年に向けて

地域医療構想は、団塊の世代が皆75歳以上 の後期高齢者になる、ある意味では象徴的な年 次として2025年を目標年次に掲げ、その推進 が図られてきた。上述したように、2022年現在、 まだその目標が達成されたとは到底言えない状 況であり、今後、一層の推進に向けた努力が求 められることは言うまでもない。

その一方で、2025年以降の医療・介護提供 体制の姿について早急に検討し、地域の医療提 供体制の進むべき基本的な道筋を示していく必 要がある。上述した「ポスト2025年の医療・ 介護提供体制の姿 によれば、「地域医療構想を アップデートし、これに基づき、さらに医療機 能の分化・連携を進めていく必要がある」とさ れている。「アップデート」の内容については、 現時点では明らかではないが、少なくとも地域 医療構想が2025年で終了した後は何もない、 ということではなさそうである。今後、どのよ うな「アップデート」が行われるのか注視する 必要がある。

以下では、この「アップデート」に関し、若干 の私見を述べてみよう。まず第1に、地域医療 構想の位置付けであるが、私見では、これはわ が国の伝統的な医療提供政策の基調である「自 由放任主義(レッセ・フェール)」から一歩を踏 み出そうとしたものであったと評価できる。医 療機関の自主的選択による地域の医療提供体制 の実現という、言わば「ソフト・ランディング」 を目指したことは、民間医療機関のウェイトが 大きいわが国においては現実的なアプローチで あったと考えられる。その一方で、地域医療構 想の実現が必ずしも満足いくものでなかった場 合には、もう一歩進めて、国や都道府県の権限

を強化した形態(言わば「ハード・ランディン グ」)についても検討する必要があるものと考え

第2に、現行の病床機能を中心とした地域医 療構想について、外来機能やかかりつけ医機能 といった今後新たに動き出す政策領域をどのよ うに取り込んでいくのか、あるいは接合してい くのかが課題であると思われる。病院の機能に ついては入院、外来双方、さらには在宅医療や 介護サービスとの関連も含めて考えるべきであ り、この点は「アップデート」に当たっての大き な課題となろう。

第3に、財源面の手当てである。地域医療構 想については、消費税増収分を活用した地域医 療介護総合確保基金による財政的支援が伴って おり、それが曲がりなりにも地域医療構想を推 進する一助となっていたことは間違いない。 「アップデート」に当たっては、最低限その延長 が必要であろうし、場合によっては、その拡充 についても検討すべきであろう。

第4に、病床機能報告における病床機能区分 については、再考する必要がある。亜急性期病 床と呼ぶか、奈良方式のように軽症急性期病床 と呼ぶかはさておき、現在のような急性期か回 復期かという「二者択一」は適切ではなく、改め る必要がある。

第5に、再検証要請対象医療機関については、 その対応及び成果をきちんと評価する必要があ る。その上で、「アップデート」に当たっては、 さらにこれを継続するのか、あるいは新規に指 定を考え直すのかどうか等について検討すべき であろう。

5. おわりに

「ポスト2025年の医療・介護提供体制の姿」 においては、「バックキャスト」で改革を進めて いく必要性が述べられている。「バックキャス ト」とは、「実現が期待される医療・介護提供体 制の姿を関係者が共有した上で、そこから振り 返って現在すべきことを考える形」であるとさ れている。一方、ドラッカーによれば「未来を 形作る仕事の目的は、明日何をなすべきかを決 めることではなく、明日を迎えるために今日何 をなすべきかを決めることである」と言う(注5)。 これは、まさに「バックキャスト」と共通の発想 であろう。今後、地域医療が迎えるべき 「明日 | の姿について、国民的な議論が行われることが 期待される。

<注>

- (注1)近年のわが国の医療制度改革の全体像について は、尾形裕也(2021)『看護管理者のための医療経 営学 第3版』日本看護協会出版会を参照。かかり つけ医機能に関しては、「全世代対応型の持続可能 な社会保障制度を構築するための健康保険法等の 一部を改正する法律案」が5月12日に成立してい る。また、外来医療のあり方等をめぐっては、尾形 裕也(2022)『この国の医療のかたち 医療政策の 動向と課題』日本看護協会出版会を参照。
- (注2) 図表1は、あくまでも都道府県単位でまとめた データであり、実は、都道府県内において、(たと えば通常の医療が完結するとされる2次医療圏単 位で見ると)さらに大きな地域差があることに留意 する必要がある。
- (注3) 地域医療構想における慢性期病床の必要病床数 の推計に当たっては、こうした観点から、地域差縮 小措置をとることとされている。
- (注4) 「地域における医療及び介護を総合的に確保す るための基本的な方針(総合確保方針)」(2023年 3月17日一部改正)
- (注5) Peter F. Drucker, Management, revised edition, Collins Business, 2008